



インターネットの使い方を考えよう！

令和4年7月1日
ハッピースローププラン児童生徒指導部会



インターネットやスマートフォンなどのデジタル機器が、生活の中で当たり前に使われています。これからのデジタル社会を過ごしていく中で、どんなトラブルがなぜ起きているのか正しく知っておくことが大切です。

※「実際に起きていることでネットの使い方を考えよう！ インターネット事例集(2022年版)」(総務省)を基に作成しています。



他者の権利を侵害する投稿はしません。



◆さまざまな著作物を無許可でアップロードすることは、著作権侵害です。

◆SNSで、自分のプロフィール欄に有名人や友人の写真や動画を許可なく掲載することは肖像権等の侵害です。



◆「授業や学校行事なら、何でも無許可・無償で複製できる」は間違いです。

作者、演奏者、歌手、制作会社ほか、著作物には多くの権利者がいます。自ら購入したもののでも、それを複製して許可なく不特定多数の目に触れる場所に公開・転載すれば権利侵害となります。

動画やライブ配信を見ながら録画しようとする人もいますが、撮影・録画が禁止されているものが多数あります。その録画等をSNSで公開、販売することはもちろん、無許諾と知りつつ購入・ダウンロードする行為も著作権侵害です。



悪ふざけでも不適切な投稿はしません。



落ち着いて考えれば、やっていいことかどうか判断がつく場合でも、そのときのノリや勢いで撮影し、公開してしまうケースが後を絶ちません。

ルール・モラル違反は厳禁(※)です。「仲間内しか見ない」という考えは通用しません。ネットで広まればあっという間に個人が特定され、罪に問われたり、損害賠償請求をされたりすることもあります。

※インターネット上の誹謗中傷対策強化を目的として、侮辱罪の法定刑を引き上げる法改正が行われました。